

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	産業観光部 文化観光課	長文観第14号	木之本宿まちなか再生事業委託		長浜市木之本町	(1) 木之本宿まちなか再生事業 ①まちなかの空き家・空き店舗等の実態調査 ②空き家バンクの整備・運営 ③空き家・空き店舗利活用のコンサルティング ④移住定住の相談窓口の運営 ⑤移住定住促進団体および関連団体との連携 ⑥移住者・地域住民の交流の場づくり ⑦移住定住促進に貢献するまちなかイベントの開催 ⑧短期的空き家・空き店舗等利活用事業 (2) 北国街道木之本宿にぎわい創出事業 ①街道の魅力発信交流イベント ②おもてなし休憩処 ③まちカフェ&ギャラリー
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	8,540,000円	滋賀県長浜市木之本町木之本1118  K-ZOHN運営協議会 会長 林 源栄	契約相手方は地元の商店街連盟や商工会等で構成された地域振興を目的とする団体で、地域の事情に精通し、拠点となるきのもと交遊館の指定管理者としても地域活性化に貢献し、地域の信頼を得ている。このことから、市民との絆や信頼を構築した上で協働による地域活性化事業を推進できる唯一の団体として選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	産業観光部 文化観光課	長文観第15号	北部地域観光誘客事業委託（展示等）		長浜市木之本エリアを中心とした北部地域一帯	(1) 観光誘客事業 (2) 周遊観光推進事業 (3) 北部地域プロモーション (4) 観光行動調査 (5) 観光客受入体制構築
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	2,300,000円	滋賀県長浜市木之本町木之本1118  きのもと街道ぶらりん実行委員会 会長 久保寺 容子	長浜市商工会、長浜米原観光協会、地元商店街、観光ボランティアガイド、地元住民グループ等で構成されており、それぞれのアイデアやネットワーク等を結集し、木之本エリアを中心に魅力ある歴史や文化、自然を活かし、継続した地域振興と観光誘客等を目的として活動している団体で、構成員のネットワークにより、本事業を効果的に実施できる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
3	産業観光部 文化観光課	長文観第90号	観光MaaSシステム運用保守委託		長浜市	長浜市観光MaaSシステム「どこいこ長浜」令和8年度運用保守管理業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,860,100円	大阪市天王寺区味原町6-26 株式会社イフデザイン 代表取締役 竹中 淳	当該業者は当システムの共同開発者であり、制作したシステムについて熟知している唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	産業観光部 文化観光課	長文観81号	北部地域観光誘客事業（ガイド）		長浜市内（主に北部地域）	(1) 観光ガイド業務 (2) ボランティアガイドサポート業務
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,500,000円	長浜市湖北町伊部757-1 奥びわ湖観光ボランティアガイド協会 会長 山内 昌達	当該協会は、長浜市北部地域を包括する奥びわ湖エリアを中心に、その歴史文化や自然風土等を含めた観光ガイドを行い、ガイド活動を通して奥びわ湖エリアへの理解を深めてもらうことにより、観光振興等に寄与することを目的として活動をしている。このことから、当該協会が北部地域のガイドを効果的に実施できる唯一の団体であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	産業観光部 文化観光課	長文観92号	戦略的観光振興推進業務委託		長浜市	・他団体と連携したプロモーションの強化 ・マネジメントを意識した観光イベントの実施 ・地域ブランディングの確立 ・多様な媒体の特性を活かした戦略的な情報発信 ・産業観光の変革を担う人材の育成 ・さらなる組織の機能強化に向けた取組
	令和8年5月15日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年5月15日	7,291,900円	長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜 (公)長浜米原観光協会 会長 前川 和彦	公益社団法人長浜米原観光協会は、長浜市が持つ歴史・文化・自然・産業・人材など多様な資源を活かし、広域的な観光振興を図るとともに、地域経済の発展と地域の活性化に寄与することを目的に設立され、本市の観光事業を中核組織として総合的に推進するための市内で唯一の機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号